

10月末から11月にかけて、オーストラリアのブリスベンにでかけた。下関市大との交流大学が二校あり、そこの学生交換留学制度のレベルアップを図るためであった。

初めての南半球への旅で、東西の距離しか考えてなかった太平洋の南北の距離を実感するなど、新しい経験をいくつかした。下記の小さな経験もその一つである。

ホテルの前のコンビニで、グレープジュースの大きなペットボトルを買ったのである。ラベルに CONSERVATIVE FREE とあった。日本語のフリー＝自由の語感からすれば、保存剤使い放題だが、このラベルの意味は当然ながらそういうことではない。保存剤は使っていませんということだ。SMOKING FREE との掲示もみた。これも、タバコ吸い放題ではなく、そこはタバコから免れるゾーン、つまり禁煙ということである。

「自由」がこのように、何かから切り離されるという意味だということは、労働者学習運動などでマルクス経済学を学んだ人は、労働力商品化の条件である「二重の自由」のところで知ることである。人格的自由は封建的束縛、つまり主従のしがらみからの自由であり、生産手段からの自由は、土地から放り出されること、あるいは資本主義経営との競争に対抗できず道具がゴミに化す手工業職人の状況をいう。とりわけ後者の「生産手段からの自由」における「自由」は、日本語のイメージと随分ちがうのでかなりの人が戸惑うのである。

私はラベルの「FREE」を眺めながら、改めて1999年春の下関市大日の丸事件を想起することになった。日の丸式典掲揚40年の伝統「改革」は結局実現できないまま、その後6回の日の丸式典を私は続けているのだが、大学に国旗も日の丸も相応しくないという言説は、機会あれば述べたてている。それで「禁煙を説きながら喫煙しているようなもの」との批判を受けたりもした。しかし、私の言説が報道されるたびに極右（第二次大戦の反ファシズムの側に立つのが保守＝右翼というヨーロッパ的基準での表現。この意味では、日本の保守＝右翼のかなりは極右。）の議員が市会で私を論難することを反面教師としたり、あるいは各地で日の丸（長崎県立大では不掲揚の伝統「改革」が県や県自民党から迫られて、憲法学者の石村学長が断固拒否を貫いている）や君が代（北九州市の小中学校では「心をこめて君が代を歌わない」との理由で用務員を含んでの処分が年々行われ、裁判闘争＝ココロ裁判が闘われている）に抗している人たちが私の行為に励まされていると伝えてくれたりすることに支えられて、私は憲法23条の「学問の自由」とは何より国家からの自由であり、たとえ日の丸の赤の部分グリーンを増やしても国旗であるならば、大学式典には相応しくないと言い続けているのだ。そもそも近代憲法は、国家の統治ルールを専制支配にならぬように決めたものだ。ヤクザの拷問でも許されないが、憲法が明文で禁止しているのは公務員による拷問である（36条）のも同じ趣旨なのである。

要するに「自由」とは真空状態のところでは好き勝手にやることではなくて、何かから切れて離れるという緊張的関係の表現だということを、オーストラリアで再確認したのだ。と、ここまで書いたところで、手元にある神奈川学習協『学習運動ニュース268号』（01.10.15）をふと見た。三瀬副会長のアピール文「学習運動を前進させよう！」の本論冒頭文章が「SMOKE FREE? 無煙空間をひろげる会」に私は参加しました—ではないか！フリーを議論するのに、わざわざブリスベンの話しをすることは無かった。ごめん!!（01/11/27）